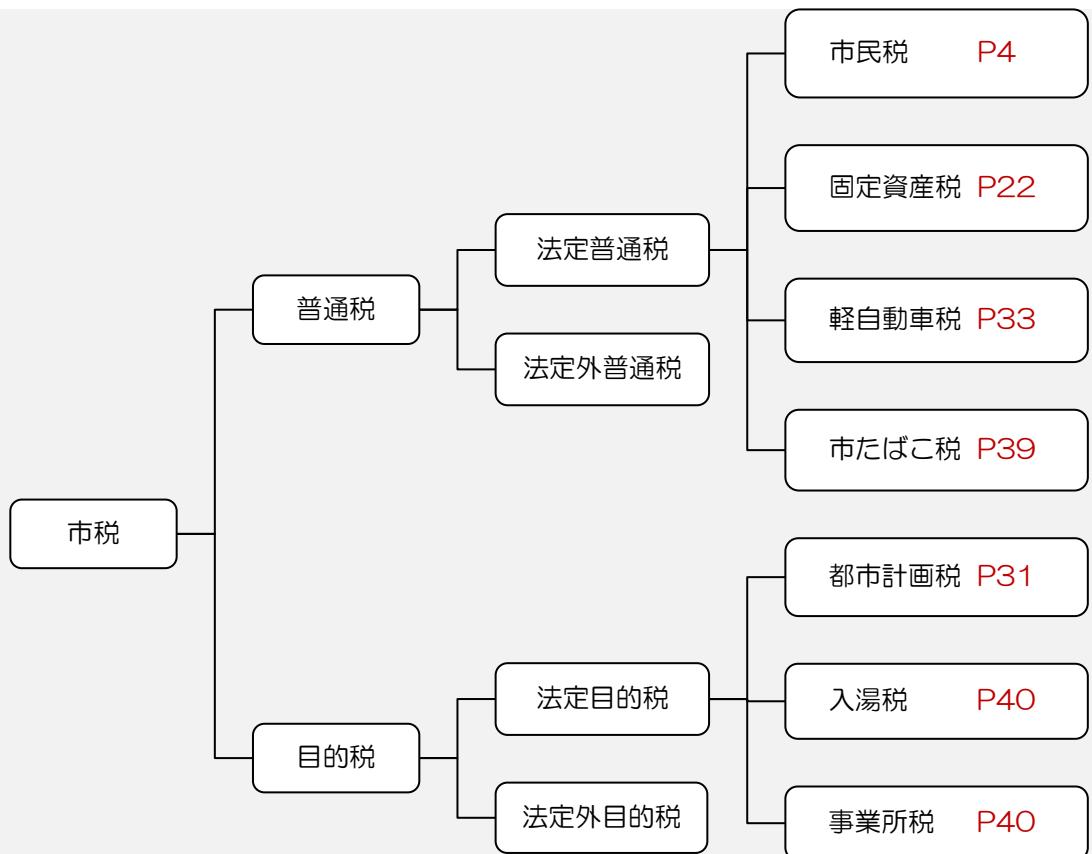


第2章 市税のあらまし

① 市税のあらまし

奈良市で課税している市税は次のとおりです。



② 市民税とは

市役所は、市民のみなさんの日常生活に直接結びついた仕事をしていますので、そのために必要な費用は、できるだけ多くの市民の方々に負担してもらうことが望ましいとされています。

市民のみなさんに広く負担を求める市民税は、このような地方税の性格をもっともよく表している代表的な市税であり、県民税とあわせて一般に住民税といわれています。

市民税には、個人市民税と法人市民税があり、それぞれ均等の額を納める均等割と、所得に応じて納める所得割（個人）・法人税割（法人）があります。

なお、個人県民税の申告と納税は、市民のみなさんの便宜などを図るため、個人市民税とあわせて行うことになっています。

③ 個人市民税

■ 納税義務者

個人市民税の納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額
市内に住所がある人	均等割と所得割の合計額
市内に事務所、事業所または家屋敷がある人で、市内に住所のない人	均等割額（ただし、森林環境税は課税されません）

市内に住所があるかどうか、また、事務所などがあるかどうかは、1月1日（賦課期日）現在の状況で判断されます。

■ 市民税・県民税が課税されない人

● 均等割・所得割ともに課税されない人（非課税）

(1) 障がい者、未成年者、税法上の寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

(2) 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

$$31\text{万}5\text{千円} \times \{(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)\} + 10\text{万円} + 18\text{万}9\text{千円} \text{※}$$

※18万9千円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に限られます。

(3) 令和7年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人

● 所得割が課税されない人

(1) 前年の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35\text{万円} \times \{(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)\} + 10\text{万円} + 32\text{万円} \text{※}$$

※32万円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に限られます。

(2) 市民税・県民税の所得控除額の合計額が総所得金額等の合計額を上回る人

● 非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区別され、市民税・県民税の課税の対象にはなりません。

代表的な非課税所得

(1) 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など

(2) 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は最高月額15万円まで）

(3) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など

(4) 雇用保険の失業等給付

(5) 障がい者等の少額預金および少額公債（各々元本350万円以下）の利子

■ 市民税・県民税の計算のしくみ

市民税・県民税には、非課税限度額を超える所得があった方に一律にかかる『均等割』と、所得や控除の状況に応じてかかる『所得割』があります。『均等割』と『所得割』の合計額に森林環境税を併せた額が年税額です。

● 税額の計算方法

均等割額=市民税3,000円、県民税1,500円（奈良県の森林環境税500円を含む。）

所得割額=課税所得金額（前年中の所得金額-所得控除額）×税率-税額控除額

※課税所得金額は1,000円未満の端数を、所得割額は100円未満の端数を切り捨てます。

森林環境税=1,000円 ※森林環境税とは、森林整備等に必要な地方財源を確保する目的で創設された国税です。令和6年度から国内に住所を有する個人に対して、市民税・県民税と併せて年額1,000円が賦課徴収されます。（市民税・県民税の均等割は、東日本大震災復興法に基づき、平成26年度から臨時的に1,000円引き上げられていましたが、この措置は令和5年度に終了しました。そのため令和5年度以前と比べて1人当たりの負担額に変更はありません。）

● 所得金額の算出

所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれ前年中の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出されます。

所得の種類		所得金額の算出方法	
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額	
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額	
不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額	
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額	
給与所得	給料など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額	
退職所得	退職金、一時恩給など	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times *1/2 = \text{退職所得の金額}$ ※勤続年数が5年以内の人は、算出方法が異なる場合があります。 (→P15)	
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額	
譲渡所得	土地、建物などの資産を売った場合に生じる所得	土地建物 (分離課税)	収入金額－(取得費・譲渡費用)－特別控除額＝譲渡所得の金額 (→P45)
		その他の (総合課税)	収入金額－(取得費・譲渡費用)－特別控除額＝譲渡所得の金額 ※長期譲渡所得の場合は、譲渡所得の1/2を総所得金額に算入します。
一時所得	賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額 ※一時所得の1/2を総所得金額に算入します。	
雑所得	公的年金等、他の所得にあてはまらない所得	収入金額－公的年金等控除額又は必要経費＝雑所得の金額	

● 給与所得金額

給与所得金額は、次の表のとおり収入金額に応じ、給与所得金額算出計算式により算出します。

収入金額			給与所得金額
0円	～	1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円	～	1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円	～	1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円	～	1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円	～	1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円	～	1,799,999円	A×60%+100,000円
1,800,000円	～	3,599,999円	A×70%－80,000円
3,600,000円	～	6,599,999円	A×80%－440,000円
6,600,000円	～	8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円	～		収入金額－1,950,000円
A=収入金額÷4,000（小数点第1位以下切り捨て）×4,000（円）			

※特定支出控除の適用を受ける場合は、上記の表と異なります。

● 公的年金等所得金額

公的年金等（国民年金・厚生年金など）は、「雑所得」として、次の計算方法により所得金額を算出します。

(令和6年分) 受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額（A）	公的年金等所得金額（雑所得）
65歳以上 (昭和35. 1. 1 以前生まれ)	330万円以下	A-1, 100, 000円
	330万円超 410万円以下	A×75%-275, 000円
	410万円超 770万円以下	A×85%-685, 000円
	770万円超 1, 000万円以下	A×95%-1, 455, 000円
	1, 000万円超	A-1, 955, 000円
65歳未満 (昭和35. 1. 2 以後生まれ)	130万円以下	A-600, 000円
	130万円超 410万円以下	A×75%-275, 000円
	410万円超 770万円以下	A×85%-685, 000円
	770万円超 1, 000万円以下	A×95%-1, 455, 000円
	1, 000万円超	A-1, 955, 000円

公的年金等の雑所得以外の所得の所得金額が、1, 000万円を超える場合には一律10万円を、2, 000万円を超える場合には一律20万円を、控除額から差し引きます。

● 所得控除

所得控除は、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。（所得税の所得控除については、P13をご覧ください。）

種類	要件	控除額
雑損控除	前年中、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた人	（損失額-保険金等の補てん額）-総所得金額等の合計額×10%または災害関連支出額-5万円のいずれか多い額
医療費控除 ①もしくは ②の選択制	①従来の医療費 前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために医療費を支払った人 ②セルフメディケーション税制（P15参照） 前年中、本人や本人と生計をともにする親族のためにスイッチOTC医薬品を購入した人	①（支払った医療費の総額-保険金等の補てん額）-（総所得金額等の合計額の5%か10万円のいずれか低い額）（最高200万円） ②（スイッチOTC医薬品購入費-保険金等の補てん額）-12, 000円（最高88, 000円）
社会保険料控除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために社会保険料（国民健康保険、国民年金など）を支払った人	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中、第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法の個人型または企業型年金加入者掛金を支払った人	支払った金額

生命保険料控除	新制度（平成24年1月1日以降に締結した保険契約）の保険料を支払った人	支払った保険料等の金額 12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上	支払った保険料等の金額の全額 支払った保険料等の金額×1/2+6,000円 支払った保険料等の金額×1/4+14,000円 28,000円
		支払った保険料等の金額 15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円以上	支払った保険料等の金額の全額 支払った保険料等の金額×1/2+7,500円 支払った保険料等の金額×1/4+17,500円 35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の支払額を各々上の式にあてはめて算出した控除額の合計額が、生命保険料控除額になります。（最高7万円）		
地震保険料控除	損害保険契約等のうち地震等で資産に生じた損失の額をてん補する保険金等が支払われるものの保険料を支払った人	支払金額の合計額の1/2 (最高25,000円)	
	旧長期損害保険（平成18年末までに締結した契約のうち、保険期間が10年以上で満期返戻金があり、平成19年1月1日以後に契約等を変更していないもの）の保険料を支払った人	支払った保険料等の金額 5,000円以下 5,001円～15,000円 15,001円以上	支払った保険料等の金額の全額 支払った保険料等の金額×1/2+2,500円 10,000円
	地震保険と旧長期損害保険が両方ある場合、両方の控除額の合計が地震保険料控除になります（最高25,000円）。ただし、一つの契約で地震保険と旧長期損害保険双方に該当する場合、いずれか一方の控除としてのみ適用します。		
障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者である人または公的機関で障がい者と同等であると認定を受けた人	①障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 特別障害者：重度の精神障害（1級）および身体障害者（1級、2級）の人等 ③同居の特別障害者 53万円	
ひとり親控除	現に婚姻していない人または配偶者が生死不明などの人で、次のすべてに該当する人 ①前年中の合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	30万円	
寡婦控除	上記のひとり親に該当しない人で、次のすべてに該当する人 ①前年中の合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◇夫と死別後に婚姻をしていない人または夫が生死不明などの人 ◇夫と離別後に婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人	26万円	

	③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	
配偶者控除	生計をともにする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人（同一生計配偶者）を扶養している人 注) 合計所得金額が1,000万円超の納税義務者は、控除を受けられません。ただし、同一生計配偶者の障害者控除は適用できます。	別表（P10参照）
配偶者特別控除	生計をともにする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の人を扶養している人 注) 合計所得金額が1,000万円超の納税義務者は、控除を受けられません。	別表（P10参照）
勤労学生控除	学校教育法第1条に規定する学校の学生等のうち、前年中、自己の勤労に基づく給与所得があり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち配当所得や不動産所得などの資産性所得が10万円以下の人	26万円
扶養控除	生計をともにする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人を扶養している人	①一般の扶養親族 33万円 一般：16歳以上19歳未満もしくは23歳以上70歳未満（前年の12月31日現在）の人 ②特定の扶養親族 45万円 特定：19歳以上23歳未満（前年の12月31日現在）の人 ③老人の扶養親族：70歳以上（前年の12月31日現在）の人 同居老親等以外 38万円 同居老親等 45万円 同居老親等：本人または配偶者の直系尊属で、本人または配偶者のいずれかと同居を常況としている人 ④16歳未満（前年の12月31日現在）の扶養親族 0円
基礎控除	すべての納税義務者。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える人は、合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少します。合計所得金額が2,500万円を超える人は、基礎控除が適用されません。	[合計所得金額] [基礎控除額] 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし

● 所得割の税率

市民税（税率）	県民税（税率）
6%（税額は100円未満端数切り捨て）	4%（税額は100円未満端数切り捨て）
※土地・建物等の分離譲渡所得などの場合は、別に税率を定めています。P46をごらんください。	

【別表】（配偶者控除及び配偶者特別控除の額）

所得控除の種類及び適用条件等			市民税・県民税の控除額		
			納稅義務者の合計所得金額		
			～900万円	～950万円	～1,000万円
配偶者控除	配偶者の合計所得金額	48万円以下	33万円	22万円	11万円
		老人配偶者控除（70歳～）	38万円	26万円	13万円
		48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

● 株式等譲渡所得・先物取引所得・申告分離課税の配当所得等

		申告	市民税	県民税
上場株式等の譲渡所得等	特定口座（源泉有り）	不要（注①）	3%	2%
	特定口座（源泉なし）一般口座	必 要	3%	2%
一般株式等の譲渡所得等		必 要	3%	2%
先物取引		必 要	3%	2%
上場株式等の配当所得等		不要（注①）	3%	2%
(注①) 申告した場合は、課税標準にその所得を含めて課税（分離課税）され、算出された市民税・県民税額から配当割額、株式等譲渡所得割額が控除されます。				

◆ 上場株式等の配当所得等について

上場株式等に係る配当所得等を申告する場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できます。

申告分離課税を選択した場合は上場株式等の譲渡損失との間で損益通算を行うことができます。（申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等については、配当控除の適用はありません。）

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失は翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得から繰越控除できます。（毎年、繰り越す損失を期限内に確定申告する必要があります。）

● 配当割

一定の上場株式等の配当等の所得に対しては、市民税・県民税配当割として、配当等の支払の際、他の所得と区分して5%の税率による分離課税が行われます。この徵収は、上記の配当等の支払をする株式会社等が行います。

なお、上記の配当等の所得は申告する必要がありませんが、申告をした場合は、課税標準にその所得を合わせて課税され、市民税・県民税額の合計額から配当割額相当額が控除されます。

● 配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

区分		市民税の控除率	県民税の控除率	所得税の控除率
配当控除	課税総所得金額の1,000万円以下の部分に含まれる 配当所得の金額	(A)	1.6%	1.2%
	課税総所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる 配当所得の金額	(B)	0.8%	0.6%

※上場株式等の配当等所得で申告分離課税を選択した場合は、配当控除を受けられません。

[計算例]

課税総所得金額が1,300万円で、そのうち配当所得が500万円の場合

①1,300万円 - 1,000万円 = 300万円……(B)によって算出した額

②500万円 - 300万円 = 200万円……(A)によって算出した額

※私募証券投資信託等に係る配当控除については、市民税課へお問い合わせください。

● 所得金額調整控除

税制改正により、令和3年度から基礎控除や給与所得控除等の額が変更になりました。給与収入と公的年金等の収入の両方がある人や、子育て・介護世帯の負担が増えることを避けるため、所得金額調整控除が創設されました。

(1) 子育て・介護世帯の場合

給与収入が850万円を超え、下記アからウのいずれかに該当する場合は、給与所得の金額から、次の式により算出した金額が控除されます。

計算式	(収入額（上限1,000万円） - 850万円) × 10%
-----	--------------------------------

ア 本人が特別障害者である場合

イ 23歳未満の扶養親族を有する場合

ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

(2) 給与収入と公的年金等の収入の両方を有する場合

給与収入と公的年金等の収入の両方を有する人で、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の式により算出した金額が控除されます。

計算式	給与所得（上限10万円） + 公的年金等の雑所得（上限10万円） - 10万円
-----	---

※(1)・(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)を控除します。

● 定額減税

令和7年度の市民税・県民税が課税される方の内、前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円以下の方で、国外居住者を除く。）を有する方が対象になります。

対象となる場合、令和7年度の市民税・県民税所得割額から、1万円が控除されます。なお、減税額が所得割を超える場合は、所得割額を限度とします。

● 調整控除

市民税・県民税と所得税では、人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除等）の控除額に差があります。過去に行われた市民税・県民税所得割と所得税の税率の改正に伴い、この控除額の差によって生ずる負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から次の額が控除されます。

(1) 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人

①と②のいずれか少ない金額の5%（3%を市民税所得割より控除、2%を県民税所得割より控除）

①所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額の合計額

②市民税・県民税の合計課税所得金額

(2) 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人

{所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額の合計額 - (市民税・県民税の合計課税所得金額 - 200万円)} × 5%（3%を市民税所得割より控除、2%を県民税所得割より控除）

※ただし、2,500円未満の場合は、2,500円となります。

(3) 市民税・県民税の合計所得金額が2,500万円超の人

調整控除は適用されません。



■ 所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額は、下の表のとおりです。

控除名等			所得税 控除額	市民税・県民税 控除額	差額
基礎控除 納稅義務者 者の合計 所得金額	2,400万円以下	48万円	43万円	5万円	
	2,400万円超～2,450万円以下	32万円	29万円	3万円（5万円）	
	2,450万円超～2,500万円以下	16万円	15万円	1万円（5万円）	
	2,500万円超	0円	0円	0円	
一般扶養控除			38万円	33万円	5万円
特定扶養控除			63万円	45万円	18万円
老人扶養控除			48万円	38万円	10万円
同居者親等扶養控除			58万円	45万円	13万円
障害者控除			27万円	26万円	1万円
特別障害者控除			40万円	30万円	10万円
同居特別障害者控除			75万円	53万円	22万円
寡婦控除			27万円	26万円	1万円
ひとり親控除（父）			35万円	30万円	5万円（1万円）
ひとり親控除（母）			35万円	30万円	5万円
勤労学生控除			27万円	26万円	1万円

控除名等			納稅義務者の合計所得金額								
			～900万円			～950万円			～1,000万円		
			所得税 控除額	市民税 県民税 控除額	差額	所得税 控除額	市民税 県民税 控除額	差額	所得税 控除額	市民税 県民税 控除額	差額
配偶者 控除	48万円以下		38万円	33万円	5万円	26万円	22万円	4万円	13万円	11万円	2万円
	老人控除対象 配偶者（70歳～）		48万円	38万円	10万円	32万円	26万円	6万円	16万円	13万円	3万円
	48万円超～50万円未満		38万円	33万円	5万円	26万円	22万円	4万円	13万円	11万円	2万円
	50万円～55万円未満		38万円	33万円	5万円 (3万円)	26万円	22万円	4万円 (2万円)	13万円	11万円	2万円 (1万円)
配偶者 の合計 所得 金額	55万円～95万円		38万円	33万円	5万円 (0円)	26万円	22万円	4万円 (0円)	13万円	11万円	2万円 (0円)
	95万円超～100万円		36万円	33万円	3万円 (0円)	24万円	22万円	2万円 (0円)	12万円	11万円	1万円 (0円)
	100万円超～105万円		31万円	31万円	差額 なし	21万円	21万円	差額 なし	11万円	11万円	差額 なし
	105万円超～110万円		26万円	26万円		18万円	18万円		9万円	9万円	
	110万円超～115万円		21万円	21万円		14万円	14万円		7万円	7万円	
	115万円超～120万円		16万円	16万円		11万円	11万円		6万円	6万円	
	120万円超～125万円		11万円	11万円		8万円	8万円		4万円	4万円	
	125万円超～130万円		6万円	6万円		4万円	4万円		2万円	2万円	
	130万円超～133万円		3万円	3万円		2万円	2万円		1万円	1万円	

※太枠内について、調整控除額の計算をする際には、かっこ内の数字を使用してください。

■ 市民税・県民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

市民税・県民税における住宅借入金等特別税額控除（以下、住宅ローン控除）とは、所得税で控除しきれなかった額を市民税・県民税から控除する制度です。所得税で住宅ローン控除の適用を受け、控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市民税・県民税（所得割）に住宅ローン控除を適用することができます。

なお、次の場合は市民税・県民税で住宅ローン控除を適用することはできません。

- 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合（所得税額>住宅ローン控除可能額）
- 住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない場合
- 市民税・県民税がもともと0円になる場合や、均等割のみ課税になる場合

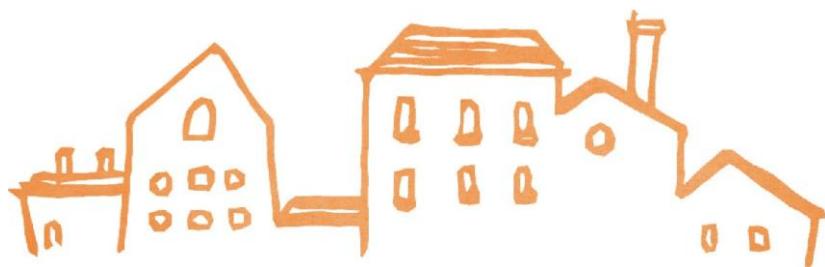
◆ 計算方法

市民税・県民税の住宅ローン控除の対象になる金額は、次のうち、いずれか少ない方です。

- (1) 所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額
- (2) 所得税の課税される総所得金額等×5%（上限97,500円）

※ただし、次の表に該当する場合は、所得税の課税される総所得金額等×7%（上限136,500円）

入居日	要件
平成26年4月から令和3年12月まで	住宅の取得費用に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合
令和4年1月から令和4年12月まで	住宅の取得費用に含まれる消費税の税率が10%、かつ、一定期間内（新築の場合は令和2年10月から令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月）に住宅の取得等に係る契約を締結した場合



■ 寄附金控除

● ふるさと納税

都道府県・市町村に対する寄附金のうち、2,000 円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と併せて全額が控除されます。なお、所得税、市民税・県民税の寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告をする必要があります。

平成 28 年度からワンストップ特例制度（平成 27 年 4 月 1 日以降の寄附から適用）が創設されました。令和 2 年度から、対象となる地方団体を、一定の基準に基づき総務大臣が指定することとなりました。指定外の地方団体に対する寄附は、ふるさと納税の対象外となります（令和元年 6 月 1 日以降の寄附から適用）。

詳しくは奈良市ホームページをご覧ください。

● ふるさと納税以外の寄附

以下の団体等に対して行った寄附は、市民税・県民税の税額控除を受けることができます。

- (1) 奈良県共同募金会・日本赤十字社奈良県支部に対する寄附金のうち、総務大臣が承認したもの等
- (2) 奈良県・奈良市が条例で指定する寄附金
- (3) ふるさと納税の対象にならない都道府県・市町村への寄附金

寄附金控除を受けるためには、寄附をした人が、寄附先の募金会等が発行する領収書等を添付して確定申告をする必要があります。確定申告しない場合は、代わりに市民税・県民税の申告をしてください。

寄附金控除の詳細については市民税課へ、奈良市へのふるさと納税については納税課へお問い合わせください。

■ セルフメディケーション税制

特定健康診査、予防接種、定期健康診断、人間ドックやがん検診等の各種健診（医療保険者や市が実施するもの）のいずれかを受けている人が、平成 29 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に、本人や本人と生計を一にする親族に係るスイッチ OTC 医薬品（※）の購入費用を 1 年間に 12,000 円を超えて支払った場合には、12,000 円を超える額（88,000 円を限度）を所得控除できる医療費控除の特例です。この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることができません。

※スイッチ OTC 医薬品とは、医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象のものを除く。）で、医師の処方箋がなくても購入できるものをいいます。

■ 退職所得の課税の特例

退職所得にかかる所得割額は、次のとおり算出され、退職手当の支払を受ける時に差し引かれます。

● 平成 25 年 1 月 1 日以降に退職した人 （支払金額－退職所得控除額）×1/2×税率

なお、平成 25 年 1 月 1 日以降に退職した勤続年数が 5 年以内の法人役員等については、この 1/2 を乗じる措置は適用されません。

また、令和 4 年 1 月 1 日以降に退職した勤続年数が 5 年以内の法人役員等でない人については、退職所得控除額を控除した残額の内 300 万円を超える部分には、この 1/2 を乗じる措置は適用されません。

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下の場合	40 万円 × 勤続年数（80 万円に満たないときは、80 万円）
20 年を超える場合	70 万円 × （勤続年数－20 年）+ 800 万円

※障がい者になったことにより退職した場合は、上の表で算出した控除額に 100 万円を加算した金額が控除されます。

■ 個人市民税の申告

1月1日現在市内に住所がある人は、市民税・県民税の申告をしなければなりません。申告がないと、所得証明書等が発行できないことがあります。平成29年度（28年分）より市民税・県民税申告書等にマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。詳しくは奈良市ホームページをご覧ください。

申告先 1月1日現在の住所地の市役所 申告期限 3月15日

- 勤務先から給与支払報告書が提出されている人は申告不要ですが、給与以外の所得（利子、配当、不動産所得など）があった人や、医療費控除や雑損控除などを受けようとする人は、申告の必要があります。
- 所得税の確定申告をした人は、市民税・県民税の申告は不要です。

令和7年度 市民税・県民税（住民税）の計算例 ◆給与所得者の場合◆

設 例	Aさん（45歳、家族構成：夫婦と子供2人（妻パート収入80万円・子供は17歳と13歳）の場合		
	令和6年中の給与収入額	6,600,000円	
	社会保険の支払額	559,280円	
	生命保険の支払額（新制度、個人年金保険料なし）	110,000円	
	地震保険の支払額	20,000円	
	医療費の差引負担額	480,000円	
所得割の 計 算	所得金額 ①	(給与収入金額) 6,600,000円×90%—1,100,000円=	4,840,000円
	所得控除 ②	社会保険料控除	559,280円
		生命保険料控除	28,000円
		地震保険料控除	10,000円
		医療費控除	380,000円
		配偶者控除	330,000円
		扶養控除（33万円×1人）	330,000円
		基礎控除	430,000円
		計	2,067,280円
	課税所得金額 ③ (①—②)	4,840,000円—2,067,280円=2,772,720円 <1,000円未満切捨>2,772,000円	
	所得割額	市民税	③2,772,000円×（税率）6% =166,320円
		県民税	③2,772,000円×（税率）4% =110,880円
	均等割額	市民税	3,000円
	県民税	1,500円	
	森林環境税（国税）	1,000円	
調整控除	(人的控除の差額) 150,000円—(2,772,000円—2,000,000円)=—622,000円 ※5万円未満の場合は、5万円 ④		市民税の調整控除額 ④×3% =1,500円 県民税の調整控除額 ④×2% =1,000円

市民税・県民税額

区分	均等割額①	所得割額②（所得割額—調整控除、100円未満切捨）	年税額（①+②）
市民税	3,000円	166,320円—1,500円=164,800円	167,800円
県民税	1,500円	110,880円—1,000円=109,800円	111,300円
計	4,500円	274,600円	279,100円
森林環境税：1,000円十年税額279,100円=市民税・県民税・森林環境税年税額：280,100円			

■ 納税の方法

個人の市民税を納めていただくには普通徴収と給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収の3つの方法があります。

普通徴収	給与からの特別徴収	公的年金からの特別徴収
事業所得者など給与所得者以外の場合は、次の納期ごとに市役所からの通知にもとづいて、口座振替または納付書によって納めていただきます。	給与所得者については、給与の支払者（会社など）が市役所からの通知にもとづいて、毎月※（6月から翌年5月）の給与から税額を差し引き、給与の支払者がとりまとめて納めます。	公的年金受給者については、年金支払者が市役所からの通知にもとづいて、年6回の年金から税額を差し引き、年金の支払者がとりまとめて納めます。
納期	納期	納期
6月・8月・10月・翌年1月の各月末まで	徴収月の翌月10日まで（毎月）	4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月

■ 公的年金からの特別徴収（天引き）制度について

● 対象となる人

- ①その年の4月1日時点で65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税の納税義務のある人
- ②年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している人

上記①②の両方を満たす方で、奈良市の介護保険料が特別徴収（天引き）されている人が対象となります。

● 天引きの対象となる税額

天引きの対象となる税額は年金所得に係る税額に限られます。このため、年金所得以外の所得に係る税額がある場合は、公的年金からの特別徴収分に加えて、普通徴収や給与からの特別徴収により納めていただきます。

★ただし、年金所得に係る税額に変更が生じた場合など、公的年金からの特別徴収が中止になり、納付書により納めていただくことがあります。

■ 給与から特別徴収されている人が年の途中で退職した場合

給与所得者で、特別徴収により市民税・県民税を納めていた人が退職した場合、特別徴収できなくなった残りの税額は、次の場合を除き、普通徴収により納めていただきます。

- (1) 新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出られた場合
- (2) 6月1日から12月31までの間に退職した人で、支給される退職手当等から残りの税額を特別徴収されることを申し出られた場合
- (3) 翌年1月1日から4月30日までに退職した人で、残りの税額を超える退職手当等がある場合（この場合は申し出なくても、退職手当等から残りの税額を一括徴収します。）

Q & A

市民税・県民税と所得税の違いは……？

● 前年所得課税と現年所得課税

市民税・県民税は、収入のあった年の翌年に課税されますが、所得税は、収入のあったその年に課税になります。

● 賦課課税と申告納税

市民税・県民税は、市民税・県民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づいて課税される賦課課税ですが、所得税は納税者の方が自分で税額を計算して納める申告納税となっています。

- 均等割の有無

所得税には、市民税・県民税の均等割にあたるものはありません。

- 所得控除の比較

所得控除額の違うものは、P13をご覧ください。

- 税率の違い

市民税（所得割）	県民税（所得割）	所得税
6%	4%	5%から45%までの7段階累進税率

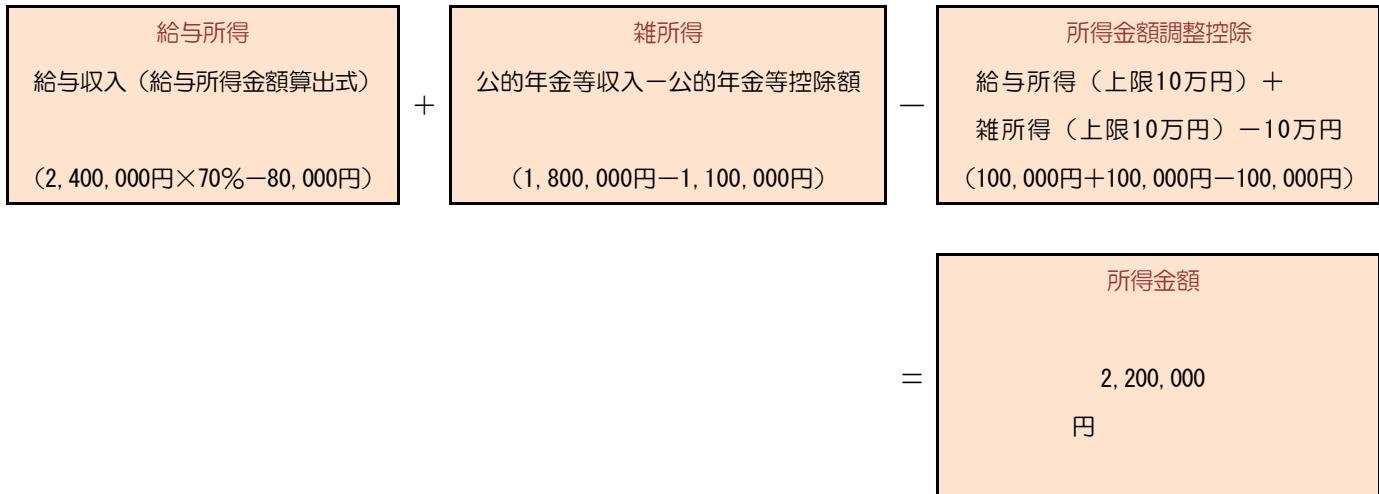
- 税額控除

配当控除の控除率が違います。（→P11）

給与のほかに厚生年金の収入がある場合、所得の算出方法は……？

Q 私（68歳）は、現在勤めている会社の給与（収入金額240万円）のほかに厚生年金収入（180万円）があります。この場合の所得金額の算出はどのように行うのでしょうか。

A 給与と厚生年金等の公的年金等収入がある場合の所得金額は、次のように算出します。



年の途中で住所が変わった場合、市民税・県民税の納税先は……？

Q 私は、今年3月末に横浜市から奈良市に転入しました。ところが、6月に横浜市から今年度の市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。現在横浜市には住んでいませんが、それでも横浜市に市民税・県民税を納めるのでしょうか。

A 個人の市民税・県民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村で課税されることになっています。したがって、あなたの場合は、今年1月1日現在横浜市に住んでおられましたので、その後奈良市に移られたとしても、今年度分の市民税・県民税は横浜市に納めていただくことになります。

サラリーマンで“副収入がある場合”、市民税・県民税の申告は……？

Q 私は、勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が15万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市民税・県民税の申告はする必要があるのでしょうか。

A 所得税では、所得が生じた時点での源泉徴収を行っていることなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には申告不要とされています。市民税・県民税では、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額を算出します。したがって、あなたの場合は、給与所得以外の所得がありますので、所得の多少にかかわらず、市民税・県民税の申告をしなければなりません。ただし、上場株式等の配当所得等や株式等の譲渡所得金額のうち上場株式等の売買を源泉徴収ありの特定口座で行ったものについては、金額にかかわらず、申告する必要はありません。

個人の市民税・県民税は都市によって違いがあるのでは……？

- Q 奈良市の個人市民税・県民税は、他の市町村に比べ高いのではないかと思うのですが、どのようになっていますか。
- A 個人の市民税・県民税は、一律にかかる「均等割」と、課税所得金額に応じてかかる「所得割」との合計額に森林環境税額を併せた額からなります。
- 「均等割」は、全国一律の「標準税率（市民税3,000円、県民税1,000円）」に、奈良県独自の森林環境税500円を加算した、4,500円が課税されます。
- 「森林環境税」は、令和6年度から賦課徴収が始まった国税で、全国一律の1,000円が課税されます。
- 「所得割」は、各所得金額の合計額から所得控除額を差し引いた残りの金額（課税所得金額）に「標準税率10%（市民税6%、県民税4%）」を掛けて算出することになっています。
- この「標準税率10%」は、全国一律です。したがって、所得金額及び各種所得控除額が全く同じであれば、市民税・県民税額の総額は均等割の差額を除き各市町村とも同額になります。
- 奈良市へ新たに転入され、市民税・県民税所得割額が前住所地での税額に比べて高くなったとすれば、前年より所得金額が増えたり、扶養家族の人数が変わったこと等により所得控除額が減ったりしているためです。

退職後の市民税・県民税は……？

- Q 私は、今年7月末に都合により会社を退職し、その後無職です。ところが先日、市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。市民税・県民税は退職するまで毎月給与から差し引かれていました。これは何かの間違いではないでしょうか。
- A 給与所得者の場合は、前年の所得等によって算出した市民税・県民税を6月から翌年5月まで12回に分けて、会社が毎月の給与から差し引いて納めることになっています。
- 今回の場合は、退職されたため8月以降分が給料から差し引けなくなりましたので、その残額をご自分で納めていただくため、あらためて納税通知書をお送りした、ということになります。

市税の領収証書は何年間保存したらいい……？

- Q 私は、昨年会社を退職した際、残りの市民税・県民税を分割して納税するようしていただきました。ところが先日、市役所からまだ一部が残っているとの催告書を受け取りました。私は全額納めたように思い、領収証書を探してみましたがどうしてもみつかりません。税金の領収証書はいったい何年間ぐらい保存する必要があるのでしょうか。
- A 一般的には地方公共団体が納税義務者の確定した税金を徴収することができるのは、5年間と定められています。このことから、やはり領収証書は5年間保存しておくことが望ましいでしょう。



④ 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人（会社など）のほか法人でない団体等にかかる税で、個人市民税と同様に均等割と法人の所得（法人税額）に応じて負担する法人税割とがあります。

■ 納税義務者

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所等を有する法人	課 稅	課 税
市内に事務所等はないが、寮等を有する法人	課 税	非課税
市内に事務所等を有する人格のない団体等で収益事業を行うもの	課 税	課 税
市内に事務所等を有する法人課税信託の引受けを行うもの（法人・個人）※詳 細は市民税課までお問合せください	非課税	課 税

■ 均等割

$$\frac{\text{事務所・事業所等を有していた月数}}{12\text{か月}} \times \text{税率}$$

法人等の区分	税率（年額）	
・公共法人及び公益法人等のうち均等割を課すことができるもの (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)		
・人格のない団体等	5万円	
・一般団体法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く）		
・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		
判定基準額	市内の従業者数	
1千万円以下	50人以下	5万円
	50人超	12万円
1千万円超～1億円以下	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円超～10億円以下	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円超～50億円以下	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円超	50人以下	41万円
	50人超	300万円

1. 判定基準額…「資本金等の額と無償増減資等の調整」と「資本金+資本準備金」のいずれか多い金額
2. 市内の従業者数…市内に有する事務所、事業所または寮などの従業者数の合計数
3. 判定基準額および市内の従業者数は、算定期間の末日で判定します。

■ 法人税割

課税標準となる法人税額 × 税率8.4%

■ 申告と納税

法人の市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後、一定期間内に法人がその納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています。（これを「申告納付」といいます。）

申告の区分		納付税額	申告及び納付の期限
中間申告	予定申告 (第20号の3様式)	均等割額（年額）の1/2と前事業年度の 法人税割額の1/2の合計額	事業年度開始の日以後6月を 経過した日から2月以内
	仮決算による 中間申告 (第20号様式)	均等割額（年額）の1/2と事業年度の開始の日以後6月の期間を 1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算 した法人税割額の合計額	
確定申告 (第20号様式)		均等割額と法人税割額の合計額（ただし、中間申告を行った税 額がある場合には、その税額を差し引いた額）	事業年度終了の日の翌日から2月 以内（延長法人を除く）
均等割申告 (第22号の3様式)		均等割額のみ	毎年4月30日

